

【情報提供内容】

横田飛行場の貯水池及び消火訓練施設における
浄化後の水サンプルの分析結果について

標記の件について、本日防衛省の HP に別添のとおり掲載されましたので情報提供いたします。

今般、横田飛行場の貯水池及び消火訓練施設の残水について、粒状活性炭フィルターによる浄化後の水のサンプルに含まれる P F O S 及び P F O A の濃度の合算値が 1 リットル当たり 5 0 n g（ナノグラム）を大幅に下回ることが確認されたため、米側の準備が整い次第、浄化後の水は、順次、雨水排水路に放流され、最終的に飛行場南西部から流れ出ることとなります。防衛省としては、関係自治体の御要請を踏まえ、①放流前、②放流開始後、③放流完了前及び④放流完了後の 4 回、横田飛行場南西部の排水口付近及び福生南公園付近の「下の川」の 2 か所でサンプル調査を行うこととしています。放流前のサンプル調査は、昨日（29 日）行ったところであり、その後のスケジュールは、米側の対応を踏まえ決定されます。

なお、昨日急遽採水をすることとなった理由は、当初、分析結果を公表の上、速やかに放流開始前の採水を実施する予定であったところ、天候（雨天）等さまざまな状況を勘案し、昨日（29 日）に採水することに決定いたしました。昨日の採水は、「放流前」の採水です。2 回目以降の採水時期は、米側による放流時期を踏まえ、適切な時期に実施する予定です。採水の時期が決まり次第、速やかに通知いたします。

また 5 月 14 日の米側説明後に関係自治体の皆様から受けた質問に対する米側の回答がございましたので、併せて送付いたします。

【追加情報提供内容】

標記の件につきまして、追加で情報提供させていただきます。

米側から、準備整い次第、本日（30 日）から浄化後の水の放流を開始するとの連絡がございました。

(お知らせ)

令和 7 年 5 月 3 0 日
防衛省・外務省・環境省

横田飛行場の貯水池及び消火訓練施設における
浄化後の水サンプルの分析結果について

1. 横田飛行場の貯水池及び消火訓練施設における残水に関し、粒状活性炭フィルターによる浄化後のPFOS及びPFOAの濃度を確認するため、令和7年5月14日、環境補足協定に基づき、国及び関係自治体が横田飛行場に立ち入りサンプル採取を行ったところ、今般、分析結果が判明しましたので、下記のとおりお知らせします。
2. 分析の結果、防衛省、東京都及び在日米軍の全てのサンプルにおいて、浄化後の水に含まれるPFOS及びPFOAの濃度の合算値が1リットル当たり50ng（ナノグラム）（※）を大幅に下回ることが確認されたため、米側の準備が整い次第、浄化後の水は、順次、雨水排水路に放流される予定です。

※ 人が一生涯にわたって摂取し続けても健康に悪影響が生じないと考えられる水準を基に設定された、公共用水域・地下水における指針値（暫定）及び水道水における暫定目標値に共通の値。水道水については、令和8年4月以降、基準値となる予定。

記

1 分析結果（令和7年5月14日採水）

	PFOS	PFOA
防衛省	2ng/L 未満	2ng/L 未満
東京都	2ng/L 未満	2ng/L 未満
在日米軍	4ng/L	2ng/L 未満

2 採水場所



5月14日の米側説明後に関係自治体から受けた質問に対する米側の回答

問1. 今回の立入り前に、米側において粒状活性炭フィルターの効果を確認したか。確認した場合、その値如何。

- ・ 今回の立入りに先立ち、米側において、粒状活性炭フィルターの効果を確認したところ、PFOS及びPFOAそれぞれ2 ng/L未満であった。

問2. 放流する排水施設に土砂が溜まっていないことを確認した上で放流されるのか。

- ・ 放流に先立ち、雨水排水系統は、点検及び清掃される。

問3. 放流開始日時及び放流完了日時を日本側に情報提供して頂きたい。

- ・ 放流開始及び完了時には、日本政府に連絡する考え。

問4. 「10稼働日程度」とは、土日祝日は含まれないとの理解でよいか。

- ・ 御指摘のとおり。

問5. 粒状活性炭フィルターが故障した場合、浄化処理は中止されるのか。

- ・ 粒状活性炭フィルターが故障した場合に備え、予備の粒状活性炭フィルターを準備している。

問6. 放流にあたり、粒状活性炭フィルターで浄化された水は、直接雨水排水路に放流されるのか、それともどこかで浄水した水を貯めてから雨水排水路へと放流されるのか。

- ・ 粒状活性炭フィルターで浄化した水は、直接雨水排水路に放流される。

問7. 放流完了後、実際の稼働時間（日数）及び放流量を日本側に情報提供していただきたい。

- ・ 放流完了次第速やかに日本政府に情報提供する考え。

問8. 全ての水が処理され、基地外に放流された後貯水池内に沈殿した土砂は、どのように処分されるのか。焼却処分されるのか。

- ・ 浄化後の残留物等の状況を踏まえ、その対応は浄化後に決定される。いかなる対応も、日本環境管理基準（JEGS）に従って行われる。

問 9. 全ての水が処理され、基地外に放流された後、貯水池、消火訓練施設及び貯水池と消火訓練施設をつなぐ配管は、洗浄されるのか。また、洗浄された水は、焼却処分されるのか。

- ・ 既存設備は、飲料水で洗浄される。消火訓練施設の洗浄に使用されたいかなる水も、粒状活性炭フィルターを用いて浄化され、直接雨水排水路に放流される。

問 10. 浄化後の活性炭はサンプル採取の上で焼却処分されるとのことだが、日本国内の認可された処理施設で処分されるのか。

- ・ 御指摘のとおり。

問 11. 貯水池及び消火訓練施設を継続使用するか否かはいつ決定されるか。

- ・ 時期を含め、現時点で何ら決定されていない。

問 12. 貯水池及び消火訓練施設を継続使用するか否か決定された場合、埋め立てられた土は、どのように処分されるのか。

- ・ 土は、日本環境管理基準（JEGS）を含め、全ての適用可能な規則に従って処分される。